

副 本

事件番号 東京地裁平成19年(行ウ) 第222号

原 告 全日本造船機械労働組合関東地方協議会神奈川地域労働組合

被 告 国(処分をした行政庁 中央労働委員会)

準 備 書 面

平成19年6月28日

被告 国 代表者法務大臣 長勢甚遠
(処分をした行政庁 中央労働委員会)

・代表者会長 菅野 和夫)

同指定代理人 佐藤英吾

同 伊藤敏明

同 池田裕

同 實原佐登子

送達場所 〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館内

中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室

電話 5403-2266 (直通)

FAX 5403-2250

東京地方裁判所民事第36部合議A係 御中

被告国(処分をした行政庁 中央労働委員会)は、原告の平成19年6月25日付け原告準備書面Iに対し、次のとおり陳述する。

1 域外適用の問題(原告準備書面I・1)について

原告は、アメリカにおける判決、命令等を引いて、法律の「域外適用」に

ついて種々主張するが、我が国においてアメリカと同様の「域外適用」の法理は形成されていない。また、原告は「効果判定基準」の法理についても言及するが、アメリカにおいても同理論は労働関係法の分野では確立されたものとはなっていない。仮に同理論における「効果」を考慮するとしても、我が国内に労使関係（我が国にある労働関係を基礎に成立する労使関係）が存在する場合に当該労使関係への「効果」が問題となるに過ぎず、本件のように当該関係が存在しない場合の適用は問題とはならない。

したがって、原告の掲げる裁判例等の法理を本件に及ぼし、これら法理に基づき本件について検討・判断することは適当ではない。

2 使用者性（原告準備書面I・2）について

(1) 原告が主張する米国企業が現地法人を「支配」しているか否かの判断要素は、雇用差別禁止法である公民権法第7編の域外適用が認められる場合を示した同法の規定をそのまま示したものである。したがって、同法ないし同法についての判例に基づき、本件について検討・判断することは適当ではない。

(2) 被告が使用者性の解釈・適用をなすには、その前提として、本件において、我が国内に労使関係（我が国にある労働関係を基礎に成立する労使関係）が存在することが必要である。しかし、原告が、被告委員会ないし初審神奈川県労働委員会で主張した事実からは、我が国内に労使関係があるとは到底いえないものであるから、それ以上使用者性の判断に踏み込む必要はなく、被告委員会がこれに踏み込まなかったからといって判断遺脱とはいえない。

3 本件における労組法適用（原告準備書面I・3）について

当該原告の主張は、結局、我が国の多国籍企業が引き起こしている労働問題であれば、我が国労働組合法の「域内適用」の問題であり、同法が適用されるべきであるという主張であるが、上記のとおり、「わが国の企業が引き起こしている労働問題」というだけでは、我が国内に労使関係があるものとして労働組合法を適用をすべきものとはならない。

以上のとおりであるから、原告の主張には理由がない。